

## 2009 年度版 社労士過去問講座 レジューメの訂正及び改正点のお知らせ

### 【第 1 分冊】労働一般

#### ★ 過去問 労働の一般常識のレジューメの訂正

※ 過去問講座の労働基準法・労働安全衛生法・労働一般のレジューメに誤りがあります。恐れ入りますが、下記の箇所の訂正をお願いいたします。

### P7 パートタイム労働法の労働条件について

#### 【誤】

<p>① 労働基準法第 15 条第 1 項により <b>書面により明示しなければならない事項</b>（すべての労働者共通）</p>	<p>②パートタイム労働法に規定する<b>特定事項</b> 文書の交付等により<b>「明示しなければならない。」</b></p>	<p>③ その他の事項は、文書の交付等により明示するように努めるものとする。</p>
<p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項、 ④ 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）</p>	<p>① <b>昇給</b>に関する事項 ② <b>退職手当</b>、臨時に支払われる賃金、<b>賞与</b>、1 ヶ月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当、1 ヶ月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当、1 ヶ月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給・能率手当 ③ 所定労働日以外の日の労働の有無 ④ 所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させる程度 ⑤ 安全衛生 ⑥ 教育訓練 ⑦ 休職に関する事項である。</p>	<p>左欄に載っていないその他の事項。</p>

## 【正】

① 労働基準法第 15 条第 1 項により <b>書面により明示しなければならない事項</b> (すべての労働者共通)	②パートタイム労働法に規定する <b>特定事項</b> 文書の交付等により <b>「明示しなければならない。」</b> <b>(修正箇所)</b>	③ その他の事項は、文書の交付等により明示するように努めるものとする。
① 労働契約の期間に関する事項 ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項、 ④ 賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 ⑤ 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)	① <b>昇給</b> の有無 ② <b>退職手当</b> の有無 ③ <b>賞与</b> の有無 <b>(修正箇所)</b>	左欄に載っていないその他の事項。

## 【第 2 分冊】徴収法

### ★ 計算問題(改正に伴う変更)

#### P326 の計算問題

問題 1 A 建設会社の事業内容は次の(1)～(4)のとおりである。A 建設会社の平成 21 年度分の概算保険料の雇用保険分の額として正しいものはどれか。

- (1) 事業内容 建設業
- (2) 保険関係の成立年月日 平成 11 年 4 月 1 日
- (3) 雇用保険被保険者数 10 名(このうち、平成 21 年 4 月 1 日現在で 60 歳の者 1 名、64 歳の者 1 名及び 65 歳の者 1 名であり、これ以外に 60 歳以上の者はいないものとする。)
- (4) 平成 21 年度において支払われる賃金総額の見込額 6,000 万円(このうち上記 60 歳、64 歳及び 65 歳の労働者に係る賃金額はいずれも 500 万円)  
(注) 短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者はいないものとする。

- A 600,000 円
- B 700,000 円
- C 800,000 円
- D 900,000 円
- E 1,000,000 円

【解答】

正解 B

- ① 建設業の雇用保険率は、平成 21 年 4 月 1 日より「1,000 分の 14」である。
- ② 雇用保険に係る保険料は、保険年度の初日（4 月 1 日）において、64 歳以上のもの（免除対象高年齢労働者）については免除となる。

$$\Rightarrow (6,000 \text{ 万円} - (500 \text{ 万円} \times 2)) \times 1,000 \text{ 分の } 14 = 700,000 \text{ 円}$$

問題 2 甲会社の事業内容、雇用保険被保険者数は、以下のとおりである。甲会社の平成 21 年度分の概算保険料の雇用保険分の額として正しいものはどれか。

- (1) 事業内容 建設業
- (2) 雇用保険に係る労働保険関係の成立年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- (3) 雇用保険被保険者数 7 名（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者はいない。）
- (4) 雇用保険被保険者の平成 21 年度当初の年齢  
35 歳の者 2 名、40 歳の者 2 名、59 歳の者 1 名、60 歳の者 1 名、65 歳の者 1 名
- (5) 賃金総額の見込額 5,000 万円（このうち上記 60 歳の者に係る賃金額 600 万円、65 歳の者に係る賃金額 400 万円）

- A 1,044,000 円
- B 944,000 円
- C 844,000 円
- D 744,000 円
- E 644,000 円

【解答】

正解 E

- ① 建設業の雇用保険率は、平成 21 年 4 月 1 日より「1,000 分の 14」である。
- ② 雇用保険に係る保険料は、保険年度の初日（4 月 1 日）において、64 歳以上のもの（免除対象高年齢労働者）については免除となる。

$$\Rightarrow (5,000 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円}) \times 1,000 \text{ 分の } 14 = 644,000 \text{ 円}$$

## ★ 労災保険率と雇用保険率の変更について

### ① 労災保険率（改正に伴う変更）

（平成 20 年度の確定保険料は、旧労災保険率によって申告します。）

※ 最低はその他の各種事業の 1000 分の 3、最高は水力発電施設、ずい道等新設事業の 1000 分の 103

#### 1 労災保険率の改定

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02	林業	1 0 0 0 分の 6 0	1 0 0 0 分の 6 0
	03			
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1 0 0 0 分の 3 2	1 0 0 0 分の 4 1
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1 0 0 0 分の 4 1	1 0 0 0 分の 4 0
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1 0 0 0 分の 8 7	1 0 0 0 分の 8 7
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1 0 0 0 分の 3 0	1 0 0 0 分の 4 6
	24	原油又は天然ガス鉱業	1 0 0 0 分の 6.5	1 0 0 0 分の 6.5
	25	採石業	1 0 0 0 分の 7 0	1 0 0 0 分の 7 0
	26	その他の鉱業	1 0 0 0 分の 2 4	1 0 0 0 分の 2 8

建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1 0 0 0分の1 0 3	1 0 0 0分の1 1 8
	32	道路新設事業	1 0 0 0分の 1 5	1 0 0 0分の 2 1
	33	舗装工事業	1 0 0 0分の 1 1	1 0 0 0分の 1 4
	34	鉄道又は軌道新設事業	1 0 0 0分の 1 8	1 0 0 0分の 2 3
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1 0 0 0分の 1 3	1 0 0 0分の 1 5
	38	既設建築物設備工事業	1 0 0 0分の 1 4	1 0 0 0分の 1 4
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1 0 0 0分の 9	1 0 0 0分の 1 4
	37	その他の建設事業	1 0 0 0分の 1 9	1 0 0 0分の 2 1
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1 0 0 0分の 6.5	1 0 0 0分の 7.5
	65	たばこ等製造業	1 0 0 0分の 5.5	1 0 0 0分の 6.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1 0 0 0分の 4.5	1 0 0 0分の 5.5
	44	木材又は木製品製造業	1 0 0 0分の 1 5	1 0 0 0分の 1 8
	45	パルプ又は紙製造業	1 0 0 0分の 7	1 0 0 0分の 7.5
	46	印刷又は製本業	1 0 0 0分の 4.5	1 0 0 0分の 5

47	化学工業	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 6.5
48	ガラス又はセメント製造業	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 7.5
66	コンクリート製造業	1 0 0 0分の 1 4	1 0 0 0分の 1 4
62	陶磁器製品製造業	1 0 0 0分の 1 8	1 0 0 0分の 1 7
49	その他の窯業又は土石製品製造業	1 0 0 0分の 2 6	1 0 0 0分の 2 6
50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1 0 0 0分の 7	1 0 0 0分の 7.5
51	非鉄金属精錬業	1 0 0 0分の 8.5	1 0 0 0分の 7.5
52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 8.5
53	鋳物業	1 0 0 0分の 1 9	1 0 0 0分の 1 8
54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1 0 0 0分の 1 1	1 0 0 0分の 1 4
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 9
55	めつき業	1 0 0 0分の 6	1 0 0 0分の 8.5
56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、	1 0 0 0分の 6.5	1 0 0 0分の 7

		時計等製造業を除く。)		
	57	電気機械器具製造業	1 0 0 0分の 3.5	1 0 0 0分の 4.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 6
	59	船舶製造又は修理業	1 0 0 0分の 2.3	1 0 0 0分の 2.2
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1 0 0 0分の 3	1 0 0 0分の 4.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1 0 0 0分の 4	1 0 0 0分の 5.5
	61	その他の製造業	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 8
運輸業	71	交通運輸事業	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 5.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1 0 0 0分の 1.1	1 0 0 0分の 1.3
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1 0 0 0分の 1.2	1 0 0 0分の 1.3
	74	港湾荷役業	1 0 0 0分の 1.7	1 0 0 0分の 2.3
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1 0 0 0分の 3.5	1 0 0 0分の 4.5

その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12	1000分の 12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13	1000分の 13
	93	ビルメンテナンス業	1000分の 6	1000分の 6.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7	1000分の 7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の 3	1000分の 4.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 4	1000分の 5
	99	金融業、保険業又は不動産業	1000分の 3	1000分の 4.5
	94	その他の各種事業	1000分の 3	1000分の 4.5

## 2 労務費率の改定 (最低 19% ~ 最高 40%)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	32	道路新設事業	21%	21%
	33	舗装工事業	19%	20%
	34	鉄道又は軌道新設事業	24%	23%
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21%	21%
	38	既設建築物設備工事業	22%	21%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40% 22%	40% 21%
	37	その他の建設事業	24%	24%

3 第2種特別加入保険料率の改定（最低1,000分の4 ～ 最高1,000分の52）

事業又は作業の種類 種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の14	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の19	1000分の20
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の46	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の51
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の7	1000分の6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の13	1000分の12
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の5	1000分の5
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の5	1000分の6
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の16	1000分の17

特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の7	1000分の6
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の4	1000分の4
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	1000分の18
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の5	1000分の6
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の9	1000分の8
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の4	1000分の5
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1000分の6	1000分の7

#### 4 第3種特別加入保険料率の改定

第3種特別加入保険料率は、1,000分の5から**1,000分の4**に改定。

#### 5 非業務災害率の改定

1,000分の0.8から**1,000分の0.6**に変更。

## ② 雇用保険率（改正に伴う変更）

平成 20 年度（改正前）	雇用保険率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	1,000 分の 15	1,000 分の 6	1,000 分の 6 + 1,000 分の 3（二事業率）
農林水産業・清酒製造業	1,000 分の 17	1,000 分の 7	1,000 分の 7 + 1,000 分の 3（二事業率）
建設業	1,000 分の 18	1,000 分の 7	1,000 分の 7 + 1,000 分の 4（二事業率）

平成 21 年度（改正後）	雇用保険率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	1,000 分の 11	1,000 分の 4	1,000 分の 4 + 1,000 分の 3（二事業率）
農林水産業・清酒製造業	1,000 分の 13	1,000 分の 5	1,000 分の 5 + 1,000 分の 3（二事業率）
建設業	1,000 分の 14	1,000 分の 5	1,000 分の 5 + 1,000 分の 4（二事業率）

## 【第 4 分冊】

### ★ 国民年金法（改正に伴う変更）

#### P 88 国庫負担 4 の問題

##### 【改正前】

基礎年金の給付に要する国庫負担割合は、 $\frac{3}{1000}$  +  $\frac{32}{1000}$

##### 【改正後】

基礎年金の給付に要する国庫負担割合は、 $\frac{2}{1000}$ （平成 21 年 4 月 1 日施行）

### ★ 厚生年金保険法（改正に伴う変更）

#### P 246 国庫負担 3 の問題

##### 【改正前】

国庫の負担による基礎年金拠出金の額は、基礎年金拠出金の額に  $\frac{3}{1000}$  に  $\frac{32}{1000}$  を加えた率を乗じて得た額

##### 【改正後】

国庫の負担による基礎年金拠出金の額は、基礎年金拠出金の額に  $\frac{2}{1000}$  を乗じて得た額

（平成 21 年 4 月 1 日施行）